

海技免状・操縦免許証の「更新」「失効再交付」のご案内

このたび財団法人 海技資格更新協力センターより来報ありましたので  
ご案内申し上げます。

平成22年7月6日  
全国海運組合連合会

# 海技免状・操縦免許証の 「更新」「失効再交付」のご案内



財団法人 海技資格更新協力センター  
<http://www.kousin-c.or.jp>

# 海技免状又は操縦免許証の有効期間の更新について

- 海技免状又は小型船舶操縦免許証の有効期間は5年で、更新を行わずに有効期間が満了したときは、海技免状又は操縦免許証が失効し、その免状又は免許証では引き続き船舶に乗り組むことができなくなりますので、有効期間内に全国の地方運輸局（神戸運輸監理部・沖縄総合事務局を含みます。以下同じ。）又は運輸支局（海事事務所を含みます。以下同じ。）で更新の手続きをしてください。更新の手続きは、有効期間が満了する1年前から行うことができます。

## 1 更新の要件

- 更新に当たっては、
  - 第一に 一定の身体適性基準を満たしていること。
  - 第二に 次の要件のうち、いずれかひとつを満たしていることが必要です。
    - (1) 国土交通大臣の登録を受けた登録海技免状更新講習実施機関又は登録操縦免許証更新講習実施機関（以下「登録更新講習実施機関」という。）の行う登録海技免状更新講習又は登録操縦免許証更新講習（以下「登録更新講習」という。）を修了していること。
    - (2) 必要な乗船履歴を有していること。（4 更新に必要な乗船履歴（3頁）参照）
    - (3) (2)の乗船履歴を有している者と同等以上の知識及び経験を有していると地方運輸局長が認める職務に一定期間従事していたこと。（同等業務経験の認定）

## 2 身体検査

- 身体検査基準を満たしていることの認定のため、あらかじめ一般の医療機関の医師（歯科医師は除きます。）の検査を受けるか、講習の際に登録更新講習実施機関の身体検査員による検査を受け、海技士身体検査証明書又は小型船舶操縦士身体検査証明書を取得することが必要です。地方運輸局や運輸支局では身体検査を行いませんので注意してください。（地方運輸局長が交付した有効な身体検査第一種合格証明書又は身体検査第二種合格証明書でも受け付けます。）
- 身体機能の障害等がある方の身体検査に関するご相談は、小型船舶操縦士指定試験機関である(財)日本海洋レジャー安全・振興協会の「身体適性相談コーナー」にご連絡ください。

## 3 登録更新講習

- 講習は、登録更新講習実施機関（末尾・登録更新講習等実施機関一覧表（6頁）参照）が全国各地で行っています。その際、更新の要件となっている身体検査も併せて受検することができます。（身体検査のみの受検はできません。）
- 講習は、海技免状、操縦免許証の別及び海技免状の場合には、航海、機関、通信の資格別に分かれています。海技免状の講習は身体検査を含めて全体で半日程度、操

縦免許証の講習は身体検査を含めて2時間程度必要です。講習申込の際は、海技免状又は操縦免許証の種類及び有効期間起算日をはっきりと申出てください。また、海技免状又は操縦免許証その他必要な書類をあらかじめ確認し、忘れないようにしてください。

- 登録更新講習実施機関のそれぞれの事務所及び支部などの所在地では定期的に講習を開催しています。また、各地で出張講習も行っています。講習の日時、場所、必要書類等の詳細については、各登録更新講習実施機関にお問い合わせください。その際、受有している海技免状又は操縦免許証の種類も申出てください。
- 登録更新講習の申込みをするときは、次の書類等が必要です。  
(登録更新講習実施機関により多少異なることがあります。)

受講等申込書            海技免状又は操縦免許証のコピー  
 船舶局無線従事者証明書（通信講習を受講する場合）  
 写真（5 更新の手続き（提出書類）4（4頁）参照）    講習、身体検査の料金

- 講習、身体検査等の料金は、登録更新講習実施機関に直接お問い合わせください。

## 4 更新に必要な乗船履歴

海技士等の区分	乗 船 履 歴 (有効期間の満了日以前5年以内のものに限る。)
海技士（航海）	船長又は航海士として…………… 1年
海技士（機関）	機関長又は機関士として…………… 1年
海技士（通信）及び 海技士（電子通信）	通信長又は通信士として…………… 1年
小型船舶操縦士	船長として…………… 1月

## 5 更新の手続き

- (申請手続) 申請手続きは、本人(海事代理士による代行申請可)が行ってください。
- (申請場所) 申請者の本籍、現住所には関係なく、全国の地方運輸局又は運輸支局で受け付けています。
- (申請期間) 受け付けの期間は、海技免状又は操縦免許証の有効期間の満了日（従来の小型化された小型船舶操縦士の海技免状をお持ちの方は免状備考欄の有効期限、それ以外の海技免状をお持ちの方は免状の備考欄の有効期間起算日に5年を加えて算出してください。）以前1年以内（早く更新しても有効期間は変わりません。）となっています。ただし、この更新期間の全期間を通じて国外に滞在する方（国外長期滞在者）や複数の免状等を持ち、そのひとつが更新期間に入っている方（複数免状受有者）は、特例としてすべての免状等の更新申請をすることができます。（この場合、国外長期滞在者は、その要件に該当することの使用者等による証明書が

必要です。)

(提出書類) 申請するときは、海技免状又は操縦免許証に以下の書類を添えて提出してください。(以下の青字のものは、全員が必要です。)

- 1 海技免状更新申請書又は操縦免許証更新申請書
- 2 海技士身体検査証明書又は小型船舶操縦士身体検査証明書(身体検査第一種合格証明書、身体検査第二種合格証明書も可)
- 3 次のいずれかの書類
  - (ア) 更新講習修了証明書(申請日以前3月以内のもの)
  - (イ) 乗船履歴を有することを証明する書類
  - (ウ) 同等業務経験認定書
- 4 海技免状用写真票(3cm×3cmの写真添付)又は操縦免許証用写真(縦4.5cm×横3.5cm、更新申請書に添付)
- 5 手数料の納付書(海技免状の場合は、1,700円、操縦免許証の場合は1,350円の収入印紙を貼ってください。)
- 6 海技士(通信)及び海技士(電子通信)の海技免状については船舶局無線従事者証明書
- 7 住民票の写し(平成15年5月以前に小型船舶操縦士の資格を取得した者が、同年6月以降初めて更新手続きを行う場合は本籍の記載のある住民票の写しが必要です。)

(小型船舶操縦士については上記1、2、3の(イ)・(ウ)及び5の書類は、最寄りの地方運輸局、運輸支局の窓口で無料で配布しています。)

## 海技免状又は操縦免許証失効再交付について

### 1 概要

- 海技免状又は操縦免許証がその効力を失った場合は、失効再交付の手続き(4 失効再交付の手続き(5頁)参照)を行うことにより、有効な海技免状又は操縦免許証が再交付されます。
- 失効再交付申請に当たっては
  - (1) 一定の身体適性基準を満たしていること。
  - (2) 登録海技免状失効再交付講習実施機関又は登録操縦免許証失効再交付講習実施機関(以下「登録失効再交付講習実施機関」という。)が行う登録海技免状失効再交付講習又は登録操縦免許証失効再交付講習(以下「登録失効再交付講習」という。)を修了していることが必要です。

### 2 身体検査

- 身体検査については、「2 身体検査」(2頁)を参照してください。

### 3 登録失効再交付講習

- 失効再交付の申請を行う方は、申請日以前3月以内に登録失効再交付講習を修了していることが必要です。その講習日数等については、次のとおりです。  
海技免状失効再交付講習は、身体検査を含めて1日程度  
操縦免許証失効再交付講習は、身体検査を含めて半日程度  
ただし、海技免状のうち、一級から三級までのもので、失効した日から起算して5年以上経過した方に対して行われる上級（航海）・（機関）失効講習は、身体検査を含めて2日程度
- 登録失効再交付講習の料金などは、失効講習の種類等により異なりますので、登録失効再交付講習実施機関にお問い合わせください。
- 登録失効再交付講習実施機関（末尾・登録更新講習等実施機関一覧表（6頁）参照）それぞれの事務所及び支部などの所在地で講習を開催していますので、講習の日時、場所、必要書類等の詳細については各登録失効再交付講習実施機関にお問い合わせください。その際、受有している海技免状又は操縦免許証の種類も申出てください。

### 4 失効再交付の手続き

(申請手続) } (5 更新の手続き(3頁)と同じ)  
(申請場所) }

(提出書類) 申請するときは、失効した海技免状又は操縦免許証に以下の書類を添えて提出してください。(以下の青字のものは、全員が必要です。)

- 1 海技免状再交付申請書又は操縦免許証再交付申請書
- 2 身体検査証明書(5 更新の手続き2(4頁)と同じ)
- 3 海技免状失効再交付講習修了証明書又は操縦免許証失効再交付講習修了証明書
- 4 海技免状又は操縦免許証用写真(5 更新の手続き4(4頁)と同じ)
- 5 手数料の納付書(海技免状の場合は1,500円、操縦免許証の場合は1,250円の収入印紙を貼ってください。)
- 6 船舶局無線従事者証明書(5 更新の手続き6(4頁)と同じ)
- 7 住民票の写し(5 更新の手続き7(4頁)と同じ)

(小型船舶操縦士については上記1、2及び5の書類は、最寄りの地方運輸局、運輸支局の窓口で無料で配布しています。)

★海技免状又は操縦免許証の更新等の申請手続きは郵送により行うこともできます。詳しくはお近くの地方運輸局、運輸支局などにお問い合わせください。

# 小型船舶操縦者の遵守事項

小型船舶の航行の安全のために、小型船舶操縦者の遵守事項が法律で規定されました。これらに違反すると、免許停止などの行政処分の対象となる場合があります。

- 1 酒酔い等操縦の禁止 酒酔い状態等での操縦は禁止です。
- 2 免許者の自己操縦 港内や航路内(水上オートバイは全ての水域)では、免許者が直接操縦しなければなりません。
- 3 危険操縦の禁止 遊泳者の付近での疾走等は禁止です。
- 4 救命胴衣などの着用 子供や水上オートバイの乗船者や航行中の小型漁船に乗船して漁ろうに従事しているとき等は、ライフジャケットを着用しなければなりません。また、小型船舶の暴露甲板に乗船している人には、船長は、救命胴衣などを着用させるように努めなければなりません。
- 5 発航前点検の実施
- 6 適切な見張りの実施
- 7 事故時の人命救助

## 国土交通省及び地方運輸局

国土交通省	東京都	03-5253-8655	近畿運輸局	大阪市	06-6949-6434
北海道運輸局	札幌市	011-290-1014	神戸運輸監理部	神戸市	078-321-7053
東北運輸局	仙台市	022-791-7524	中国運輸局	広島市	082-228-8794
関東運輸局	横浜市	045-211-7232	四国運輸局	高松市	087-825-1190
北陸信越運輸局	新潟市	025-244-6113	九州運輸局	福岡市	092-472-3176
中部運輸局	名古屋市	052-952-8027	沖縄総合事務局	那覇市	098-866-1838

## 登録更新講習等実施機関一覧表

平成22年6月1日現在

### ●財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会（操縦免許証対象）

本部	〒231-0011 横浜市中区太田町4-47 コーワ太田町ビル	☎045(228)3061	
特定事業本部(東京都)	☎03(5229)8531	中部事務所(名古屋市)	☎052(331)0185
北海道事務所(小樽市)	☎0134(32)5123	近畿事務所(大阪市)	☎06(6882)5846
東北事務所(塩釜市)	☎022(364)2281	四国事務所(高松市)	☎087(837)6399
関東事務所(横浜市)	☎045(201)1222	九州事務所(北九州市)	☎093(332)1537
信越事務所(新潟市)	☎025(283)1996	沖縄事務所(那覇市)	☎098(861)0474

### ●財団法人日本船舶職員養成協会（海技免状・操縦免許証対象）

本部	〒102-0083 千代田区麴町4-5 海事センタービル	☎03(3263)3121	
北海道支部(札幌市)	☎011(788)8200	神戸事務所(神戸市)	☎078(414)1860
函館事務所(函館市)	☎0138(52)4592	中国事務所(広島市)	☎082(254)3417
東北支部(塩釜市)	☎022(290)3091	境港事務所(境港市)	☎0859(44)4415
関東支部(横浜市)	☎045(623)6804	四国支部(高松市)	☎087(841)1721
東京事務所(東京都)	☎03(3263)0301	九州支部(福岡市)	☎092(473)5005

北陸信越支部(新潟市)	☎025(269)2944	長崎事務所(長崎市)	☎095(832)8850
中部支部(名古屋市)	☎052(653)1558	沖繩支部(那覇市)	☎098(868)3400
近畿支部(大阪市)	☎06(6612)4936		

●(財)尾道海技学院 (海技免状・操縦免許証対象)

本部	〒722-0025 尾道市栗原東 2-18-43		☎0848(37)8111
広島事務所(広島市)	☎082(543)5118	山陰事務所(松江市)	☎0852(21)3366
岡山事務所(岡山市)	☎086(225)8477	山口事務所(周南市)	☎0834(32)6256

●(社)中国船舶職員養成協会 (海技免状・操縦免許証対象)

本部	〒734-0012 広島市南区元宇品町 41-18		☎082(255)8700
岡山事務所(倉敷市)	☎086(455)4988	山陰事務所(境港市)	☎0859(42)4830

●(財)関門海技協会 (海技免状・操縦免許証対象)

本部	〒750-0066 下関市東大和町 2-3-25		☎083(266)4029
関門海技免許センター(下関市)	☎083(266)4029	熊本海技免許センター(宇土市)	☎0964(23)5870
福岡海技免許センター(福岡市)	☎092(452)1416	鹿児島海技免許センター(鹿児島市)	☎099(224)6180

●宇城市立九州海技学院 (海技免状・操縦免許証対象)

〒869-3207 宇城市三角町三角浦 1193			☎0964(52)2451
--------------------------	--	--	---------------

●(有)村上猛海事事務所 (操縦免許証対象)

〒794-0015 今治市常盤町 1-2-15			☎0898(32)2030
-------------------------	--	--	---------------

●まどか海事事務所 (操縦免許証対象)

〒901-2223 宜野湾市大山 6-25-8-101			☎098(870)9595
-----------------------------	--	--	---------------

●(有)マリンテクノ東京 (海技免状・操縦免許証対象)

〒102-0083 千代田区麴町 4-4 パシフィックビル			☎03(3288)0392
大阪事務所(大阪市)			☎06(6343)1929

●(有)東北小型船舶免許センター (操縦免許証対象)

〒030-0811 青森市青柳 1-1-19			☎017(735)3043
------------------------	--	--	---------------

●(有)船舶免許静岡更新センター (操縦免許証対象)

〒425-0042 焼津市石津港町 37-7			☎054(623)6422
------------------------	--	--	---------------

●(有)入枝海事事務所 (操縦免許証対象)

〒890-0032 鹿児島市西陵 6-23-7			☎099(281)7753
-------------------------	--	--	---------------

●高橋海事事務所 (操縦免許証対象)

〒455-0037 名古屋市港区名港 2-1-7			☎052(654)7677
--------------------------	--	--	---------------

●(株)小型船舶免許センター (操縦免許証対象)

〒231-0011 横浜市中区太田町 2-21-2			☎045(201)1444
---------------------------	--	--	---------------

●宮古島海事センター (操縦免許証対象)

〒906-0304 宮古島市下地字上地 628-1 上地団地 4-2-A			☎0980(76)3151
--------------------------------------	--	--	---------------

●(株)ボート免許センター (操縦免許証対象)

〒814-0001 福岡市早良区百道浜 2-902-1 西棟			☎092(831)0045
--------------------------------	--	--	---------------

●(株)MSTC (操縦免許証対象)

〒690-1312 松江市美穂関町森山 539-3			☎0852(72)3010
---------------------------	--	--	---------------

●堀川登録小型船舶教習所

〒814-0015 福岡市早良区室見 4-20-22-206			☎092(834)7164
--------------------------------	--	--	---------------

●金岡海事事務所 (操縦免許証対象)

〒762-0023 坂出市加茂町 1096-2			☎0877(48)0748
-------------------------	--	--	---------------

●(合)白い航跡 (操縦免許証対象)

〒998-0005 酒田市宮海字中砂畑 27-9			☎0234(25)3071
--------------------------	--	--	---------------



- (有)沖縄マリン (操縦免許証対象)  
〒 900-0002 那覇市曙 2-4-20 ☎098(860)7171
- サウスランドマリンクラブ (操縦免許証対象)  
〒 134-0084 江戸川区東葛西 6-17-6-405 ☎03(5284)8066
- 関東小型船舶免許更新センター (操縦免許証対象)  
〒 104-0032 中央区八丁堀 4-14-7 第一中央ビル 301 ☎03(6658)4523
- 滋賀ボート免許スクール (操縦免許証対象)  
〒 520-0101 大津市雄琴 4-1-5 ☎077(578)6757
- ビーエルエス東北 (操縦免許証対象)  
〒 011-0945 秋田市土崎港西 1-10-45 ベイパラダイス 2F ☎018(816)0712
- 佐渡小型船舶免許センター (操縦免許証対象)  
〒 952-1583 佐渡市相川鹿伏 367 ☎0259(74)2869
- 大阪府ヨットセイリング連盟二色ハーバー (操縦免許証対象)  
〒 597-0063 貝塚市二色港町 1 ☎072(423)0064
- (株)ロイヤルコーポレーションマリンライセンスロイヤル (操縦免許証対象)  
〒 162-0845 新宿区市谷本村町 2-11 ☎03(5229)1929  
外濠スカイビルディング 201
- (株)大阪府モーターボート連盟 (操縦免許証対象)  
〒 534-0025 大阪市都島区片町 1-5-13 大手前センチュリービル 2F ☎06(6882)2248
- 川口海事事務所 (操縦免許証対象)  
〒 906-0012 宮古島市平良字西里 1723 ☎0980(73)9248
- オーシャン登録小型船舶教習所 (操縦免許証対象)  
〒 812-0053 福岡市東区箱崎 4-29-7 ☎092(641)0969
- 八戸小型船舶教習所 (操縦免許証対象)  
〒 031-0811 八戸市新湊 3-63 地先漁協漁具保全施設 A 棟 1号 ☎0178(34)4963
- 近畿小型船舶教習所 (操縦免許証対象)  
〒 656-0031 洲本市千草己 422-40 ☎0799(24)1600
- 倉敷免許センター (操縦免許証対象)  
〒 712-8043 倉敷市広江 2-15-31 ☎086(456)5900
- 坂井海事事務所 (操縦免許証対象)  
〒 847-0401 唐津市鎮西町名護屋 779 ☎0955(82)1035
- 海風株式会社 (操縦免許証対象)  
〒 211-0012 川崎市中原区中丸子 358-1 ☎044(742)9144
- 金井海事事務所 (操縦免許証対象)  
〒 914-0077 敦賀市栄新町 7-18 ☎0770(23)8448
- 株式会社エム・エル・エー  
〒 105-0004 港区新橋 2-2-10 ☎03(3539)4355
- うずしお海事事務所 (操縦免許証対象)  
〒 772-0002 鳴門市撫養町斎田字北浜 194 ☎088(678)5550
- 土居海事事務所 (操縦免許証対象)  
〒 788-0046 宿毛市橋上町橋上 2277 ☎0880(64)0143
- Maritime Ships (操縦免許証対象)  
〒 231-0023 横浜市中区山下町 76-4 横濱ユーロタワー 201 号室 ☎045(681)7001
- 愛媛ボート免許センター (操縦免許証対象)  
〒 790-0913 松山市畑寺 2-4-23 ☎089(945)6990